

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG  
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会  
合同会議資料

## 軽自動車ディーラーにおける使用済自動車の判断基準について

平成 21 年 3 月 2 日  
(社)全国軽自動車協会連合会

1. 全国のディーラーの中からブロックの異なる 8 社に、使用済自動車の判断基準について、自由記入方式のアンケートを実施した。
2. 入庫した中古車を商品車とするか使用済自動車とするかは、各ディーラーが独自に判断しており、アンケート結果を漏れなく整理分類すると次のとおりであった。地域的な偏りは特に見られなかった。
  - ① 自走不能
    - ・修理不能の事故車 (7 社)
    - ・水没した車 (1 社)
    - ・駆動部分の修理に多額の費用がかかる車 (7 社)
  - ② 車両状態不良
    - ・腐食等で外装が著しく傷んでおり、修理に多額の費用がかかる車 (4 社)
    - ・年式相応以上に外装が傷んでいる車 (1 社)
    - ・初度登録後 10 年以上で、異臭又は腐食の甚だしい車 (1 社)
  - ③ 極低年式
    - ・年式が 12 年以上前の車 (1 社)
    - ・初度登録後 15 年を経過している車 (2 社)
    - ・低年式で車検切れの車 (1 社)
  - ④ 多走行
    - ・走行距離 15 万 km 以上の車 (3 社)
    - ・多走行により再販不可能と判断される車 (1 社)
  - ⑤ 低価値
    - ・査定価格のない車 (3 社)
    - ・事故修理の費用が大きい車 (1 社)
    - ・オークションで価値がつかないと判断される車 (1 社)
    - ・オークションで 2 回流札した車 (2 社)
  - ⑥ 輸出不可能
    - ・輸出できない車 (1 社)
  - ⑦ ユーザーの希望
    - ・ユーザーが解体を希望した車 (7 社)